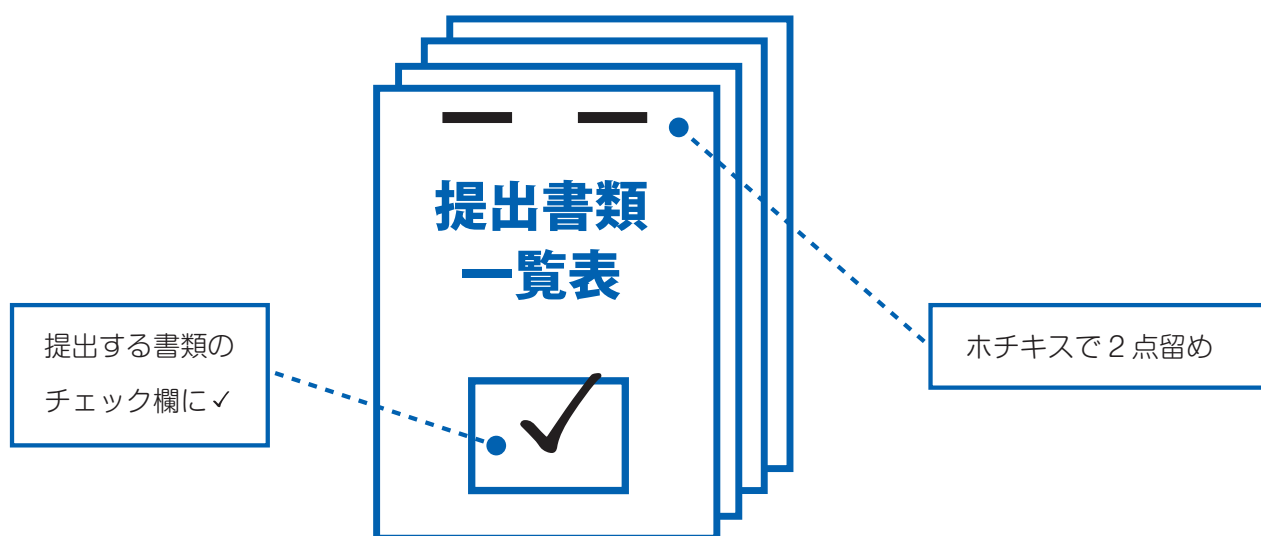


様式集

目次

- 【様式 A】 提出書類一覧表……………《様式集-2》
- 【様式 B】 確認書……………《様式集-3・4》
- 【様式 C】 申込書……………《様式集-5～7》
- 【様式 D①】 又は【様式 D②】
収入関係証明書類提出台紙……………《様式集-8・9》
- 【様式 E】 年収等の実績計算書……………《様式集-10》
- 【様式 F】 在留資格「家族滞在」に係る
申告書……………《様式集-11》
- 【様式 G】 進学前の特例措置に係る申請書…《様式集-12》

【様式 A】 提出書類一覧表を表紙に添付し、
ホチキスで2点留めして提出してください。



(提出書類を一覧表の順番で重ね、ホチキス2点留めしてください)

【様式A】 提出書類一覧表

申込者氏名

提出する書類のチェック欄に「✓」を記入してください。

提出が必要な人	チェック欄 必須	書類	説明 ページ
申込者全員		【様式A】提出書類一覧表	34ページ
		【様式B】確認書	26～27ページ
		【様式C】申込書	28～30ページ
		【様式D①】又は【様式D②】収入関係証明書類 提出台紙	31～32ページ
		収入に関する証明書類	31～32ページ
2025年1月1日時点で申込者 本人（配偶者がいる場合は、 申込者本人又は配偶者）が 海外居住していた場合		【様式E】年収等の実績計算書	33ページ
		海外居住者のための収入申告書	31～32ページ
申込者本人の国籍が「日本 国以外」の人		在留資格、在留期間に関する証明書類 【様式F】在留資格「家族滞在」に係る申告書	5、25ページ
進学前の特別措置適用を 希望する人		【様式G】進学前の特例措置に係る申請書（予約）	7ページ

【様式B】確認書

第二種奨学金（海外）確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
（入学時特別増額貸与奨学金を含む）

記入日（西暦） 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の第二種奨学金（海外）（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の貸与を受けるに当たり、奨学金申込書の記入内容及び貸与奨学金案内に記載の内容を確認し、裏面の個人情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程について同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書を提出します。機構から個人番号の提出を求められた場合は、個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

また、私が保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

◆本人署名欄◆

本人	氏名	フリガナ				
		漢字	(自署)			
	住所	〒 -				
	生年月日	(西暦) 年 月 日			性別 (任意)	☐ 男 · ☐ 女
	電話番号 (自宅・携帯)	()			外国籍の方は在留資格	
	在学（出身）学校名					
	在学（出身）学校種別（該当するものに✓）					
	☐ 国内大学 ☐ 国内大学院（修士課程） ☐ 国内大学院（博士課程） ☐ 国内短期大学 ☐ 国内高等専門学校 ☐ 国内専修学校（専門課程） ☐ 海外大学					
	卒業（見込み）年月（該当するものに✓）					
	☐ 2026年3月卒業・修了（見込み） ☐ 2025年3月卒業・修了 ☐ 2024年3月卒業・修了 ☐ その他 ()					

◆国内連絡者欄◆

国内連絡者は、原則として、連帯保証人となる予定の人（父又は母）を記入してください。
国内に在住し、機構と奨学生との奨学金貸与契約に基づき外国の学校に在学中の諸手続きを奨学生に確実に連絡できる者としてします。

国内連絡者	氏名	フリガナ			住所	〒 -	電話番号	自宅 ()
		漢字					携帯 ()	
	生年月日	(西暦) 年 月 日			本人との関係 (該当に✓)	☐ 父	☐ 母	☐ 兄弟

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書は、提出する前に必ず両面コピーを取り、「本人控」として返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

【様式B】確認書

裏面

1. 奨学金の貸与に係る事項 【保証】

- (1) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるとともに、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法によります。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (2) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、「返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下「返還誓約書」という）に奨学生と連絡が可能な国内に在住する者（国内連絡者）を定めなければなりません。
- (3) 奨学生は機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）を提出しなければなりません。
- ② 返還誓約書には、奨学生本人の「住民票の写し」（コピー不可、個人番号が記載されていないこと）、連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書、保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- ③ 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に選って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに払込まれた奨学金がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
- (4) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

- (5) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあつては、貸与を受ける者が卒業に要する最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、同一の学校の区分における一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同一の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に復籍する場合を除く）。

- ア 大学
イ 短期大学
ウ 大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程
エ 大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）
オ 高等専門学校
カ 専修学校の専門課程

【申込資格】

- (6) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者とします。
- ア 「日本国との平和条約」に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、次に掲げる要件の全てに該当する者
- (ア) 12歳を迎える学年の末日まで、日本国に入学した者
- (イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者
- (ウ) 大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者
- ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構の長が認めたもの

【振込】

- (7) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農業協同組合、漁業協同組合及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (8) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年月を始期として基本月額振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (9) 基本月額、増額月額は、機構の定める手続きにより変更することが可能です。

【利率の算定方法】

- (10) 基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうち第二種奨学金（海外）の貸与を受けようとする者がインターネットにより入力又は法に従って以下のとおり決定します。
- ② 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下「債券」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- ③ 「利率見直し方式」は貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (11) 入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金の利率を加重平均して決定します。基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金の利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める期間とします。
- (12) 利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間届け出ることができます。ただし、入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続等】

- (13) 奨学生は毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
- (14) 奨学生は次の場合、速やかに機構に届出をしなければなりません。
- ア 休学、復学、転学、編入又は退学したとき。
イ 連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するとき。
ウ 本人、連帯保証人、保証人又は国内連絡者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- エ 奨学金を辞退するとき。
- (15) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに機構に届出をしなければなりません。
- (16) 機構は次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。

【個人信用情報の取扱いに関する同意事項】 機構における個人信用情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報の利用・登録等）

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査を含む）。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。
- また、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報		登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	
貸与金額、貸与日、最終返済日等本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容及	当該利用日から5年を超えない期間	
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間	
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間	
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

① 機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

② 同機関と提携する個人信用情報機関：(株) 日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>

(株) シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。

イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。

ウ 学業成績が不振又は品行が不良となったとき。

エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。

オ 停学、その他の処分を受けたとき。

カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。

キ 奨学金の申込時に「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。

ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。

ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。

- (17) 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができます。

- (18) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事故がなくなり願ひ出たときは奨学金の交付を復活することがあります。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専用銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法で返還することになります（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合、インターネット専用銀行及びその他一部銀行のなかには、奨学金返還を受け取れない金融機関があります）。機構の指定する期限までに口座振替（リレー口座）加入申込書（預・貯金金庫）の写しを提出することになります。延滞すると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日あたり）3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。

督促されてもなお延滞していると、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。返還にに応じない場合は、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の遅延損害金を課されます。督促されてもなお延滞していると本人に対し法的な手続きを行うこともあります。

- (2) 返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方法を選択することになり、選択しなかった場合は月賦返還を選択したものとなります。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。

- (3) 返還金は、20年（月賦返還で240回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された金額です。

- (4) 割賦金（元本・利息）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。

- (5) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上って返還することができます。

- (6) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的な手続きを行うことがあります。なお、手続きにかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。

- (7) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けた場合、なお延滞を解消しない場合は債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。

※督促を受けてもなお返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

- (8) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でない機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。

- (9) 返金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振替えます。

- (10) 本人、連帯保証人及び保証人が返還期日を過ぎてでも返還を行わない場合、又は所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。

- (11) 本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

- (12) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
- (13) 本人、連帯保証人、保証人及び国内連絡者について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

- (14) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひ出により減額返還（1回当たり1割の返還金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することがあります。

- (15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは在学の場合若しくは海外留学等の場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することがあります。

- (16) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。

- (17) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体障害の全部又は一部の奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未済額の一部又は一部の返還を免除することがあります。

- (18) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供することがあります。

【個人番号の利用】

- (19) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」、その他の諸規程の定めによります。

【様式C】 2026年度 第二種奨学金(海外)予約 申込書〔海外大学院進学予定者用〕

「記入例」及び「記入要領」等を参照し、申込者本人が必要事項を正しく記入してください。

「※」の箇所は、該当するものを✓してください。

奨学金制度

奨学金の手続き

申込手続きと提出書類

様式集

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿				(西暦) 年 月 日			
私は、学位の取得を目的として留学するに当たり、貴機構の奨学金を申し込みます。本奨学金の貸与が認められた場合は、日本学生支援機構法施行令及びその他の諸規程等に定める規定を遵守し、返還することを確約します。なお、下記の記載事項に相違ありません。							
申込資格		大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 卒業(見込)者					
本人	氏名	フリガナ		性別(任意)※	☐ 男 ☐ 女		
		(申込者本人自署)		生年月日	(西暦) 年 月 日		
	住所	〒 ー		T E L	- -		
		(国内住民票(除票)住所)		外国籍の方は在留資格			
「定住者」の場合の永住意思 ※ ☐ あり ☐ なし							
在学(出身)学校情報							
学校名		学部・学科 研究科					
学種等 ※	☐ 大学 ☐ 大学院 (☐ 修士・ ☐ 博士) ☐ 短期大学 ☐ 専修学校(専門課程) ☐ 高等専門学校 ☐ 海外大学		卒業(修了) 年月※	(西暦) 年 月			
				☐ 卒業(修了) ☐ 卒業(修了)見込			
海外大学院入学(予定)							
入学(予定)先の課程※		☐ 修士課程 ☐ 博士課程					
奨 学 金 申 込 情 報							
希望貸与月額※		☐ 5万円 ☐ 8万円 ☐ 10万円 ☐ 13万円 ☐ 15万円					
入学時特別増額貸与奨学金※		※希望する場合は金額も1つ選択してください。 ☐ 希望する (☐ 10万円・ ☐ 20万円・ ☐ 30万円・ ☐ 40万円・ ☐ 50万円) ☐ 希望しない					
利率の算定方法※		☐ 利率固定方式 ☐ 利率見直し方式					
履歴情報 (これまでに日本学生支援機構の奨学金の貸与・給付を受けたことがある人は、すべての奨学生番号を記入してください)							
奨学生番号		①			②		
		③			④		
連帯保証人	氏名	フリガナ		続柄	生年月日		
					(西暦) 年 月 日		
住所	〒 ー		電話番号(自宅)		()		☐ なし
			携帯電話番号		()		☐ なし
保証人	氏名	フリガナ		続柄	生年月日		
					(西暦) 年 月 日		
住所	〒 ー		電話番号(自宅)		()		☐ なし
			携帯電話番号		()		☐ なし

【様式C】 2026年度 第二種奨学金(海外)予約 申込書 [海外大学院進学予定者用]

2 枚目

「※」の箇所は、該当するものを✓してください。

申込者本人及び配偶者の状況	本人	漢 字 氏 名		
		2025年1月1日の時点で日本国内に住民票がありましたか※	☐ はい	☐ いいえ (海外居住)
		2025年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか※	☐ はい	☐ いいえ
	申込み時点の配偶者※		☐ いる	☐ いない
	配偶者	漢字氏名	カナ氏名	生年月日 (西暦)
				年 月 日
		2025年1月1日の時点で日本国内に住民票がありましたか※	☐ はい	☐ いいえ (海外居住)
		2025年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか※	☐ はい	☐ いいえ
	家庭事情	奨学金を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入してください。		
申込者本人の研究情報	あなたの研究題目 (研究分野) を記入してください。			
	あなたの大学院進学の目的と研究計画を記入してください。			
	<海外大学院博士課程入学予定者のみ記入> あなたのこれまでの研究内容 (提出論文・紀要・学術雑誌等の発表論文) について記入してください。			

「記入例」を参照し、申込者本人が必要事項を正しく記入してください。

奨学金制度

奨学金の手続き

申込手続きと提出書類

様式集

奨学金振込口座	A：銀行等（普通預金口座に限る）										
	金融機関名（カタカナ）				該当の金融機関を選択		店名（カタカナ）		いずれかを選択		
					☐ 銀行				☐ 支店		
					☐ 労働金庫				☐ 出張所		
	☐ 信用組合				☐ 信用金庫						
	金融機関番号		店 番 号		預金種目		口座番号(右づめで記入)			口座名義人（奨学生本人名義に限る）	

奨学金振込口座	B：ゆうちょ銀行（通常貯金口座に限る）											
	記号		番号						口座名義人（奨学生本人名義に限る）			
	1		0						フリガナ		氏 名	
									漢字			

	奨学金振込口座として利用できる				利用できない			
金融機関	国内の銀行（ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）				農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）			
☐ 座	普通預金口座又は通常貯金口座				本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座			

重要確認事項	奨学金の申込みに当たって、以下の事項を全て確認し、理解している場合は☑してください。									
	☐ ①在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金が受けられなくなることがあります。									
	☐ ②奨学金貸与中に様々な届出や報告などを求めることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込が遅れたり、止まったりする可能性があります。									
	☐ ③貸与奨学金はあなた本人に返還の義務があり、締切日までに返還誓約書を提出しなければなりません。提出しない場合、採用が取り消されます。 また、借りの金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。 貸与月額は、学資として月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。									
	☐ ④奨学金の返還を延滞すると、延滞金が課されます。延滞が長くなると法的手続き等が行われることがあります。 また、奨学金の返還が困難になった場合は、願出により、毎月の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する「減額返還制度」や、傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、返還期限を先送りにする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。									

学校記入欄		「※」の箇所は、該当するものを○で囲んでください。	
成績 ※	第二種奨学金の学力基準に 該当する ・ 該当しない		
推薦所見	(特記すべきことがあれば記入してください)		
この学生は、貴機構の奨学生として学力が推薦基準に合致していることを認め、推薦します。			
(西暦) 年 月 日			
独立行政法人			
日本学生支援機構理事長 殿			
学 校 名 _____			
学校長名 _____			
(※押印不要)			

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

2025年1月1日時点で、申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）が国内に居住していた場合用

【様式D①】収入関係証明書類提出台紙

氏名を記入し、提出書類に☑を入れ書類を添付してください。

本人	漢字氏名	
	書類名	提出チェック
	令和7（2025）年度 所得（課税）証明書 又は 令和7（2025）年度 非課税証明書	
	生活保護に関する証明書類【該当者のみ】	
配偶者	漢字氏名	
	書類名	提出チェック
	令和7（2025）年度 所得（課税）証明書 又は 令和7（2025）年度 非課税証明書	
	生活保護に関する証明書類【該当者のみ】	

※2025年1月1日時点で海外居住していた者がいる場合は、【様式D②】《様式集－9》を使用してください。

2025年1月1日時点で、申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人又は配偶者）が海外居住していた場合用

【様式D②】収入関係証明書類提出台紙

- 海外居住者必要書類
- 国内居住者必要書類
- ◎共通必要書類

氏名を記入し、提出書類に☑を入れ書類を添付してください。

本人	漢字氏名	
	書類名	提出チェック
	●【様式E】「年収等の実績計算書」	
	●収入に関する証明書（32ページ参照）	
	●障がい者控除の証明書類【該当者のみ】（障害者手帳のコピー等）	
	○令和7（2025）年度（非）課税証明書	
	○生活保護に関する証明書類【該当者のみ】	
	◎「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」※	
配偶者	漢字氏名	
	書類名	提出チェック
	●【様式E】「年収等の実績計算書」	
	●収入に関する証明書（32ページ参照）	
	●障がい者控除の証明書類【該当者のみ】（障害者手帳のコピー等）	
	○令和7（2025）年度（非）課税証明書	
	○生活保護に関する証明書類【該当者のみ】	
	◎「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」※	

※「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」は、JASSOのホームページからダウンロードして必要事項を入力し、印刷したものを提出してください。

国内の大学等を通して第二種奨学金（海外）予約採用に申し込む
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_yoyaku/2shu_kaigai/gakko.html



【様式E】年収等の実績計算書

申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人又は配偶者）が2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった等により、**令和7（2025）年度課税証明書（所得証明書）**を取得・提出できない場合は、この様式と証明書類のコピー、「海外居住者のための収入等申告書」の提出が必要です。

対象者氏名

①	(1) 収入分類 ※該当に✓	☐ 給与収入（賞与 □有・□無） ☐ 年金収入 ☐ 給与・年金以外の所得 ☐ 無収入	(3) 収入月 ※（1）の収入分類に該当する月を✓												
			2024年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(2) 会社名等			(4) 金額		(通貨単位：)										
②	(1) 収入分類 ※該当に✓	☐ 給与収入（賞与 □有・□無） ☐ 年金収入 ☐ 給与・年金以外の所得 ☐ 無収入	(3) 収入月 ※（1）の収入分類に該当する月を✓												
			2024年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(2) 会社名等			(4) 金額		(通貨単位：)										
③	(1) 収入分類 ※該当に✓	☐ 給与収入（賞与 □有・□無） ☐ 年金収入 ☐ 給与・年金以外の所得 ☐ 無収入	(3) 収入月 ※（1）の収入分類に該当する月を✓												
			2024年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(2) 会社名等			(4) 金額		(通貨単位：)										
④	(1) 収入分類 ※該当に✓	☐ 給与収入（賞与 □有・□無） ☐ 年金収入 ☐ 給与・年金以外の所得 ☐ 無収入	(3) 収入月 ※（1）の収入分類に該当する月を✓												
			2024年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(2) 会社名等			(4) 金額		(通貨単位：)										

＜海外居住者のための追加書類チェックリスト＞

- ☐ 【様式E】「年収等の実績計算書」（本様式）に記入漏れはありませんか。
- ☐ 収入に関する証明書類（年収証明書又は給与明細書、帳簿等）のコピーは用意しましたか。
※無収入の場合、無収入を証明する書類が必要です。
- ☐ 日本語以外の言語の場合、和訳を作成しましたか。
- ☐ ホームページより、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」をダウンロードし必要項目を入力したものを印刷しましたか。
- ☐ 〔該当する場合〕障害者手帳のコピー等は用意しましたか。

【様式F】 在留資格「家族滞在」に係る申告書

○太枠内の項目を記入してください。

申込者氏名 (自署)			
在留資格	家族滞在	在留期限	(西暦) 20 年 月 日

○準備した提出書類に✓をしてください。(以下、2点とも提出が必要です)

☐ 在留カード(コピー)・住民票の写し(原本)のいずれか☐ 出入国記録の写し(原本)

○以下の質問に回答してください。該当する□には✓を、_____には内容を記載してください。

【家族滞在】

大学院を卒業後も日本国で就労し、定着する意思はありますか。 □はい □いいえ

日本国へ初めて入国した日 (西暦) 20 年 月 日

日本国の小学校を卒業しましたか。 □はい □いいえ

卒業した小学校名 小学校

卒業した小学校の所在地(都道府県) 都道府県

日本国の中学校を卒業しましたか。 □はい □いいえ

卒業した中学校名 中学校

卒業した中学校の所在地(都道府県) 都道府県

日本国の高等学校を卒業しましたか。 □はい □いいえ

卒業した高等学校名 高等学校

卒業した高等学校の所在地(都道府県) 都道府県

「高等学校卒業程度認定試験合格者」ですか。 □はい □いいえ

あなたは高等学校卒業程度認定試験にいつ合格しましたか。

(西暦) 20 年 月 日

【様式G】進学前の特例措置に係る申請書(予約)

申請日(西暦) 年 月 日

以下のとおり添付書類を添えて申請します。

○申請者情報（太枠内の項目を記入してください）

卒業(見込) 学校名		学籍番号	
(ふりがな)		生年月日	
漢字氏名	(自署)	(西暦)	年 月 日
進学予定 年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日に、1年次として入学予定 ※現時点で日までわからない場合は年月を記入してください。		
離職又は 無給休職 予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日に、離職又は無給休職予定 ※現時点で日までわからない場合は年月を記入してください。		

※進学年月日の1年前から前日までに離職又は無給休職した(する)者が対象となります。

※国内在籍校の卒業見込が2026年3月で、海外大学院の進学予定が2026年1月～3月の場合に限り、2026年3月31日までの1年以内に離職又は無給休職した(する)者でも対象となります。

○進学後の提出書類 以下の書類は、進学届を提出するときに提出してください。

申込者本人が、大学院へ進学する年月日の1年前から前日までに離職または無給休職したことが分かる書類

1. 離職した場合 ①～④のいずれかを提出してください

- ①会社発行の離職(退職)証明書 ②雇用保険被保険者離職票(写し) ③雇用保険受給資格者証(写し)
④退職(離職)日の記載がある源泉徴収票(写し)
※離職(退職)年月日が不明な場合は不備となります。

2. 無給休職した場合

- ①会社発行の休職証明書(無給であることが記載されていること)
※無給休職開始年月日が不明な場合は不備となります。

注意：予約採用申込時に提出された住民税情報により選考を行い、家計基準内である場合は、通常の採用候補者として決定されます。家計基準を超過している場合は、「進学前の特例措置適用」による条件付きの採用候補者となり、進学届提出時に上記書類の提出がない場合は不採用となります。

【学校確認・記入欄】

学校番号・区分				電話番号		担当者名
				()	—	